2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）附則第３項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができるとされている。本件事業は、一般国道106号（以下「本路線」という。）における本件区間に係る改築工事であるところ、本路線は改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業については、改正法附則第３項の規定により岩手県が施行できると認められる。また、道路法第13条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が岩手県に存することから、岩手県が本件区間の道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県宮古市を起点とし、盛岡市に至る延長93.4㎞の路線であり、宮古市及び周辺地域（以下「宮古地域」という。）と盛岡市を結び、社会、経済及び文化の発展に大きな役割を果たし、沿線地域の生活道路としての機能も有する主要幹線道路である。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において緊急輸送道路に指定されており、防災上も重要な路線となっている。

本路線の起点である宮古市は水産業が盛んな地域であり、宮古港で水揚げされるサケ、サンマ等の水産物は、本路線を経由し岩手県内陸部等へ運ばれている。また、宮古地域には自然公園法（昭和32年法律第161号）による国立公園である陸中海岸国立公園があり、本路線は、岩手県内外からの浄土ヶ浜など観光地域へのアクセスルートとなっている。

しかしながら、宮古地域と盛岡市を結ぶ主要幹線道路は本路線しかない状況であり、盛岡市簗川第６地割地内から同市川目第４地割地内までの本路線（以下「現道」という。）は、一級河川北上川水系簗川沿いの狭く蛇行した山間渓谷沿いを走る道路で線形が悪く、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない箇所が多数存し事故も発生しており、最急縦断勾配を満たさない箇所等もあり、また、冬期には堆雪により幅員が減少する状況となっている。加えて、現道の一部区間については歩道が整備されていないなど、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、主要幹線道路として年間を通した安全かつ円滑な交通が確保され、本路線の機能の向上及び信頼性の確保が図られると認められる。また、水産物等の物流等の効率が向上するなど地域経済の発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が任意に平成21年度に環境影響調査を実施しており、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足すると確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、平成13年から平成15年にかけて行った調査等によると、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるオジロワシ、イヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ等が確認されているが、営巣地などの主要な生息の場は改変されず、同様の生息環境が周辺に広く存在することなどから影響は軽微であると予測されている。植物については、いわてレッドデータブックに掲載されているアオフタバラン、クワクサ、ナベナ、レンプクソウの生育が確認され、一部個体については移植を行っており、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンセイラン、準絶滅危惧として掲載されているノダイオウ等についてはモニタリング調査の実施を行うなどの適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所確認されているが、このうち３箇所については調査が完了し、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、残る１箇所についても岩手県教育委員会等との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の線形不良箇所等を回避し、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、簗川左岸側ルート案（以下「申請案」という。）と簗川右岸側ルート案との２案について検討が行われている。申請案と簗川右岸側ルート案とを比較すると、申請案は取得必要面積及び支障物件が少ないこと、路線延長が短く構造物延長も短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良箇所等が複数存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、宮古市長を会長とする宮古・盛岡・秋田間国道整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県盛岡市役所